

電子複合機の保守仕様書（リコー製品）
（北陸農政局）

第1 保守期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（ただし、支出負担行為担当官が法令及び予算の範囲内で当該保守期間を変更することがある。）

第2 設置場所

設置場所及び予定数量表のとおり

（ただし、対象物件の設置場所については、保守期間途中で変更の場合がある。）

第3 予定数量

設置場所及び予定数量表のとおり

第4 運用・保守等

(1) 運用に必要なマニュアル及び資料等は、物品1台につき各1部提供するとともに、常時良好な状態に保つため、精通したカスタマエンジニアを各庁舎近傍の営業所等に常駐させ、速やかな保守体制が図れること。

(2) 機器の保守についてはエンジニアによる訪問保守を原則とするが、遠隔地からインターネット回線等を利用して行う保守（以下「リモート保守」という。）を行う場合は、事前に通信回線、通信内容等について発注者の確認を得ること。

リモート保守は、暗号化通信等の安全な方式により行い、機器の障害診断、トナー残量管理及びカウンター確認等、真に必要な作業に限定し、点検や障害その他現地での対応が必要な場合はエンジニアを現地に派遣し対応すること。

第5 消耗品の供給

メンテナンスに必要な部品・消耗品等が常時取り揃えられていること。

運用に必要な消耗品は受注者が供給すること。（用紙・ホチキス針は除く。）

第6 保守料金

保守料金は、定期・随時の物品の点検・修理及び上記消耗品の供給を物品使用量（複写枚数）に応じ代金を決定するカウンター方式とする。

受注者は、毎月末に当該物件のカウンターを確認の上、当該月の甲の使用に係る数量を算出し、書面をもって甲に代金支払いの請求をすること。

第7 消耗品等の所有権

消耗品等の所有権は受注者に属する。

当方は本契約が終了した場合、消耗品等を速やかに受注者に返還する。

第8 情報セキュリティの確保（情報の保護に関する条例等の遵守）

受注者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（※）」等に基づき、本業務に従事し、又はこれに付随して知り得た機密情報及び個人情報（以下、「情報」という。有形・無形を問わない。）を適正に取り扱わなければならない。

※国家サイバー統括室ホームページ

(<https://www.cyber.go.jp/policy/group/general/kijun.html>) を参照すること。

第9 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ打合せを行うこととする。

第10 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

（1）主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

等

② 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（令和3年法律第60号）

等

③ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

等

（2）環境関連法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式1を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチ

チェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（証明、空調のこまめな管理や、ウォームビス・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

設置場所及び予定数量表

機種	機械番号	設置場所	台数	区分	年間予定枚数
RICOH IMC4510A	314416	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局企画調整室 (金沢広坂合同庁舎5階)	1	モノクロ	87,000 枚
				カラー	73,000 枚
RICOH IMC2510 (FAX)	711615	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局総務課(秘書室) (金沢広坂合同庁舎5階)	1	モノクロ	10,000 枚
				カラー	21,000 枚
RICOH IMC4510A	314408	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局総務課(総務) (金沢広坂合同庁舎5階)	1	モノクロ	61,000 枚
				カラー	55,000 枚
RICOH IMC4510A	314351	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局総務課(厚生) (金沢広坂合同庁舎4階)	1	モノクロ	34,000 枚
				カラー	26,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX)	314377	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局会計課 (金沢広坂合同庁舎6階)	1	モノクロ	95,000 枚
				カラー	75,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX、フィニッシャー)	314406	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局消費・安全部消費生活課 (金沢広坂合同庁舎5階)	1	モノクロ	91,000 枚
				カラー	113,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX)	314363	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局消費・安全部畜産安全管理課 (金沢広坂合同庁舎5階)	1	モノクロ	56,000 枚
				カラー	69,000 枚
RICOH IMC4510A (フィニッシャー)	314450	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	1	モノクロ	45,000 枚
				カラー	63,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX)	314396	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局生産部生産振興課 (金沢広坂合同庁舎5階)	1	モノクロ	185,000 枚
				カラー	269,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX)	314356	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局生産部業務管理課 (金沢広坂合同庁舎6階)	1	モノクロ	29,000 枚
				カラー	21,000 枚
RICOH IMC4510A	314364	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局経営・事業支援部食品企業課 (金沢広坂合同庁舎4階)	1	モノクロ	64,000 枚
				カラー	94,000 枚
RICOH IMC4510A	314371	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 (金沢広坂合同庁舎5階)	1	モノクロ	105,000 枚
				カラー	138,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX)	314402	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局農村振興部設計課 (金沢広坂合同庁舎4階)	1	モノクロ	193,000 枚
				カラー	220,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX)	314437	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局農村振興部農村計画課 (金沢広坂合同庁舎4階)	1	モノクロ	93,000 枚
				カラー	98,000 枚
RICOH IMC4510A	314464	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局農村振興部土地改良管理課 (金沢広坂合同庁舎4階)	1	モノクロ	57,000 枚
				カラー	50,000 枚
RICOH IMC4510A	314386	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局農村振興部防災課 (金沢広坂合同庁舎4階)	1	モノクロ	164,000 枚
				カラー	136,000 枚
RICOH IMC4510A (FAX)	210487	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局統計部調整課 (金沢広坂合同庁舎6階)	1	モノクロ	32,000 枚
				カラー	46,000 枚
RICOH IMC4510A	314358	金沢市広坂2丁目2番60号 北陸農政局統計部生産流通消費統計課 (金沢広坂合同庁舎6階)	1	モノクロ	62,000 枚
				カラー	99,000 枚
RICOH IMC5510A (FAX、フィニッシャー)	313176	金沢市野町3丁目1番23号 北陸農政局石川県拠点(地方参事官室) (金沢野町庁舎2階)	1	モノクロ	46,000 枚
				カラー	54,000 枚
RICOH IMC5510A (FAX、フィニッシャー)	313157	新潟市中央区船場町2丁目3435番1号 北陸農政局新潟県拠点(別館2階)	1	モノクロ	56,000 枚
				カラー	79,000 枚
RICOH IMC4510A		金沢市新神田4-3-10 北陸農政局土地改良技術事務所 (金沢新神田合同庁舎4階)	1	モノクロ	70,000 枚
				カラー	50,000 枚
RICOH IMC5510A FAX フィニッシャー		金沢市新神田4-3-10 北陸農政局土地改良技術事務所 (金沢新神田合同庁舎4階)	1	モノクロ	120,000 枚
				カラー	150,000 枚
RICOH MP W6700 SP (広幅)		長岡市千歳1-3-88 北陸農政局信濃川左岸流域水利事業所 (長岡地方合同庁舎6階)	1	モノクロ	700 枚

なお、当該使用枚数は、当方で予定する見込みであり、決して当該枚数を確約するものではないので注意すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する(もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する)。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して(農薬の使用基準等を遵守して)作られたものを調達することに努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> その他() 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・その他() 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> ・臭気が発生する可能性がある機械・設備(食品残さの処理や堆肥製造等)を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・その他() 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・資源のリサイクルに努めている(リサイクル事業者に委託することも可)。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・その他() 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()

オ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> その他() 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()